



測定随時受付中

ちくりん舎は、行政から独立して放射能汚染を監視・測定、情報発信する市民団体・個人の共同ラボです。

市民放射能監視センター

●共同ラボ & 事務所

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町

大久野 7444

●電話 & FAX

042-519-9378

●電子メール

lab.chikurin@gmail.com

目次

- 飯舘村に木質バイオマス発電計画 1
- 第7回通常総会が行われました 4
- 裁判で明らかになってきた田村バイオマスの虚偽説明 5
- ハウスダスト調査プロジェクトご協力をお願い 9
- 測定結果 10
- 会員募集 10

飯舘村に木質バイオマス発電計画 ～野放図な放射能ばらまきにストップを

6月17日、飯舘村は福島県内の樹皮（バーク）などを集めて燃やす木質バイオマス発電計画を突如発表しました。バークは木材の中でも極めて放射能汚染濃度が高いことが知られています。福島県内外では製材過程等で生ずるバークの再利用はもちろん、廃棄もできず行き場所を失っているのが現実です。それをわざわざ集めて来て燃やすバイオマス発電所を建設するというのですから、驚きの計画です。

飯舘村長泥地域では、除染を行う代わりに濃度の低い汚染土を持ち込んで農地にする計画が進められ、また長泥地区を含む帰還困難区域では除染なしで避難指示解除を行う計画が検討されています。今回の木質バイオマス発電計画を含めて、政府や福島県、現飯舘村村長の復興計画の進め方は、住民本位の生活の復旧復興ではなく、住民を被ばくさせることを前提にしたゼネコンが儲かる「復興」計画です。なんとしてもこのような放射能ばらまき計画、惨事便乗型資本主義的政策をストップさせなければなりません。

<田村バイオマスと全く同じー放射能ばらまきで業者が儲かる仕組み>

今回飯舘村が発表したのは「飯舘から始まる森林再生と未来志向型農業体系（木質バイオマス施設）緊急整備事業実施主体の募集について」という文書です。飯舘村蔵平にある放射能ごみ

焼却のための仮設焼却炉を解体し、その跡地に木質バイオマス発電所を設置するため、事業者を公募するものです。この募集要項の中で見逃すことができない重要な2つの仕組みが明らかにされています。「福島再生加速化交付金を活用」することと、「ふくしま森林再生事業などと連携」した取り組みをすることが明記されています。福島再生加速化交付金とは復興庁の事業で「帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援」を目的にうたっています。その中に木質バイオマス事業が織り込まれています。この事業に認定されると発電所建設にかかる費用の4分の3が交付金で支給されます。つまり事業者にとっては通常の4分の1程度の資金でバイオマス発電所が建設できることになります。バイオマス発電は経産省がすすめる再生エネルギー固定価格買取制度（FIT）の認定を受ければ、20年間にわたり固定価格で、発電すればするだけ無条件に買い取ってもらえます。しかも、間伐材利用ということですから1kwあたり32円という極めて有利な条件で電力を電力会社買い取ってもらえるわけです。事業者にとって喉から手が出るようなおいしい事業であることは間違いありません。

もう一つの重要な仕組みが「ふくしま森林再生事業との連携」ということです。ふくしま森林再生事業とは福島県独自の事業で既に47億円程度が毎

年支払われています。環境省の除染は住宅地の周り 20 メートルまでであり、森林は全く除染されていません。これに対して林業関係者から森林も伐採して除染したいという要望があり、福島県が立ち上げた事業です。間伐をタテマエとしていますが、実際には皆伐しても林業組合経由で補助金が出ます。森林経営者にとっては放射能汚染した森林を皆伐することで補助金を受けることができ、かつ木質バイオマス発電建設ラッシュで進むチップ価格高騰に乗じて、伐採した木材やバークをチップ化し売却すれば、またそこで売上を手にすることができるのです。つまり飯舘村の要綱にあるような「未利用のバーク」や林地残材として残っているバークや間伐材だけでなく、放射能汚染した立木を伐採したバークや木材がチップ化され燃料とされることは必至です。ところで森林では既に放射能はほとんど腐植土として蓄積されているので、立木を伐採しても実際には森林の除染の効果はほとんどありません。

チップ化して燃やすために伐採する林業と、自動化されていてほとんど雇用は増えない木質バイオマス発電は、「帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援」ということから乖離した、自然破壊を促進して大手ゼネコンを儲けさせる仕組みといえます。

＜燃やすことで周辺に放射能は拡散、超高濃度の汚染灰の行き先も不明確なまま＞

放射能は燃やすことでは分解はされず、消えることはありません。それどころか燃焼時に生ずる排ガス中にはセシウムなどの放射能が高濃度に濃縮された飛灰（ひばい）が含まれます。この飛灰のうち非常に細かな粒子は、排ガス用のフィルタ（バグフィルタ）をすり抜けて放射能粉じんとして周辺へまき散らされます。PM2.5 と言われるこれらの微小粒子は重力で落下せず、風に流されて数キロ～10 キロ以上まで広がります。ちくりん舎では宮城県大崎市での放射能汚染廃棄物の試験焼却において、この放射能を含んだ粒子が風下に広がっていることをリネン吸着法で捉えました（詳細はちくりん舎ニュース 22 号記事をご覧ください）。最近のちくりん舎の分析では、この焼却炉から漏れ出す微小粉じん中のセシウム 137 は約 86% が非水溶性であることも明らか

かになりました。これを吸い込むと肺の奥にまで入り込み、水に溶けないので身体から排泄されず長期にわたり内部被ばくする危険性があります。

木質バイオマス発電からは燃え残りの灰（主灰）とバグフィルタで回収された灰（飛灰）が廃棄物として生じます。飯舘村で燃やすのは福島県内のバークや林地残材とされています。2017 年度の福島県の調査では福島県内各地のバークの濃度平均は 3500 ～ 5500Bq/kg、最大濃度は 27,000 ～ 60,000Bq/kg（いずれも幅があるのは地上からの高さにより濃度が異なるため）もあります。これを燃やすと少なくとも 100 倍程度に濃縮されます。平均値で考えても 35 万～55 万 Bq/kg という想像もできない高濃度になる可能性があります。濃度の比較的低い間伐材などと混ぜて燃やすことにより、実際にはここまで高濃度になることはないでしょうが、指定廃棄物の基準である 8000Bq/kg を超えるものが出てくる可能性は十分にあります。

7 月 2 日には原発ゼロの会の主催で復興省、農林水産省、環境省、経産省の担当者と呼んでヒアリングの機会が設けられました。この場で、この焼却灰の取り扱いについて質問したのですが、「事業者が適切に処理すると考えられる」「8000Bq/kg を超えたものは指定廃棄物として申請できる、しかし申請の義務はない。申請されたものが環境大臣によって指定廃棄物と認められれば国として適切に処理する」という、業者まかせの回答に終始しました。私たちが新潟県の某木質バイオマス発電所を見学した時には、焼却灰のセシウム濃度については「測定していない」と堂々と答えていたのが現実です。

8000Bq/kg 以下であっても、一般廃棄物と同様に管理型処分場に持ち込まれれば、長期間のうちに地下水などに漏れ出す可能性は大となります。また近年、各地で頻発する台風、集中豪雨による洪水、土砂崩れなどの問題もあります。処分場のゴミと放射能を含む灰が流れ出す可能性もあります。現状の法律は放射能汚染木を燃やす木質バイオマス発電に対しては抜け穴だらけで、燃料木の濃度、設備の基準、焼却灰処理や排水処理などにほとんど規制がかからない状態です。

<飯館村村長宛ての要請書を作成して飯館村へ申し入れ>



飯館村幹部に対して要請文を読み上げる
放射能ごみ焼却を考えるふくしま連絡会和田央子さん

私たちは放射能ごみ焼却を考えるふくしま連絡会と協同で、飯館村村長宛ての要請文を作って飯館村へ申し入れる行動を起こしました。「飯館村 放射性汚染木材を燃やすバイオマス発電計画の撤回を求めます」という文書を作成して全国に発信して賛同を求めたところ、約2週間の間に75団体の賛同を得ました。この問題への危機感が全国に広がっています。

飯館村村議でただ一人、この木質バイオマス発電問題に危機感を表明している佐藤八郎議員の仲介で7月10日に菅野典雄飯館村村長との面会予定がセッティングされました。しかし直前になり公務で出席できないとの連絡があり、村長に要請文を直接手渡しすることはできませんでした。当日は飯館村総務課長他幹部3名の方々が出席し、要請文を読み上げて手渡しするとともに、1時間程度ヒアリングを行いました。ヒアリングの中で特に気になったのは、今回の計画を村内で立案したのが三菱総研(株)だったということです。どうして三菱総研なのか、という問いに対して「三菱総研さんは事故直後から村内の復興計画について協力していただいている」との回答がありました。新型コロナ対策の持続化給付金事業で内閣府における電通(株)の役割が問題になっていますが、同様な構図が飯館村村内でも出来上がっているのではないのでしょうか。

<危機感を持つ南相馬住民>

菅野飯館村村長は7月6日に10月の任期満了後、立候補せず退任することを表明しました。既に元村役場職員や村議が立候補を表明し選挙に向けた動きが始まっています。この村長選がバイオマス発電計画をそのまま進めるかストップを掛けられるかの重要な鍵になる可能性があります。

前述の私たちの要請文に対していち早く賛同を表明したのが、南相馬避難20ミリシーベルト基準撤回裁判原告団の皆さんです。7月10日の飯館村への要請行動にも同行したいとの表明がありました。急きょちくりん舎の青木が、前日に南相馬入りして、飯館村の木質バイオマス発電計画の問題点などを学習することにしました。急な呼びかけにもかかわらず約10名の方が参加しました。木質バイオマス発電が予定されている蕨平は飯館村の南端で、飯館村村内よりもむしろ南相馬原町区に近いという関係にあります。原町区は蕨平の風下にあたります。また飯館村を流れる新田川の水源は飯館村にあります。過去には飯館村の産廃処分場からの汚染の流入で川での釣りができなくなり、産廃処分業者は潰れたため飯館村が賠償した経緯などもあります。当日の飯館村への申し入れ行動にも原告団から6名の皆さんが参加されました。今後、飯館村の木質バイオマス発電を止めるための大きな力になる可能性があります。南相馬20ミリ裁判原告の皆さんとちくりん舎はこれまでも尿検査などで協力関係を築いてきました。放射能をばらまく飯館村バイオマス発電計画においても連携を強化して行動していきたいと考えています。



飯館村蕨平バイオマス予定地と
南相馬原町区高倉の位置関係

第7回通常総会が行われました

今総会は、新型コロナの感染防止の観点から、書面審議とさせていただきます。会員総数の過半数を超える賛成投票、または委任をいただき、無事成立しました。

以下の報告並びに計画が承認されたことをご報告いたします。

- ・2019年度事業報告、監査報告
- ・2020年度監事選任 大野和興氏

また審議事項として

- ・2020年度事業計画（案）、予算（案）

については、書面あるいは電子メールで頂いたいただいたご意見を反映した形で、原案を修正しました。

2020年度は

「放射能再拡散を止めるための実態調査と再拡散を止めるための監視及び発信」を基本方針とし、

- ①ちくりん舎健全経営の維持
- ②放射能ゴミ拡散防止・被ばく低減のための活動
- ③放射能汚染監視のための知識・技術レベルアップ
- ④情報発信力の強化

を主要課題として取り組んでいきます。

皆様の益々のご支援、ご協力をお願いいたします。（浜田和則）

2019年度決算報告

貸借対照表(2020年03月31日現在)

科目	金額
I 資産の部	
【流動資産】	2,640,431
現預金	2,501,431
未収金	9,000
預け金	130,000
【固定資産】	412,029
工具器具備品	1
建物付属設備	412,028
資産合計	3,052,460
II 負債の部	
【流動負債】	90,000
借入金	
未払金	
未払法人税等	70,000
前受金	20,000
【固定負債】	
負債合計	90,000
III 正味財産の部	
前期繰越正味財産額	2,504,086
当期正味財産増減額	458,374
正味財産合計	2,962,460

活動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:円)

科目	ちくりん舎会運営	放射能測定事業	合計
【経常収益】			
受取会費	406,000		406,000
受取寄附金	2,401,660		2,401,660
事業収益		2,176,500	2,176,500
その他収益(シボ・総会等)	302,996		302,996
経常収益計	3,110,656	2,176,500	5,287,156
【経常費用】			
事業費	462,342	3,841,393	4,303,735
その他経費	462,342	3,841,393	4,303,735
管理費	268,479	186,569	455,048
その他経費	268,479	186,569	455,048
経常費用計	730,821	4,027,962	4,758,783
当期経常増減額	2,379,835	-1,851,462	528,373
【経常外収益】		1	1
【経常外費用】			
当期経常外増減額		1	1
税引前当期正味財産増減額	2,379,835	-1,851,461	528,374
法人税、住民税及び事業税		70,000	70,000
税引後当期正味財産増減額	2,379,835	-1,921,461	458,374
前期繰越正味財産額	6,091,419	-3,587,333	2,504,086
次期繰越正味財産額	8,471,254	-5,508,794	2,962,460

裁判を通じてますます明らかになってきた 田村バイオマスの虚偽説明

福島県田村市では、放射能汚染木を燃やすと公言する田村バイオマスエナジー(株) (田村 BE) の木質バイオマス発電所の建設が進んでいます。

田村市の住民は昨年 9 月、田村市長を相手取り福島地裁に提訴しました。原告らの主張は、田村 BE が「国内最高レベルの安全対策」として説明している「HEPA フィルタ設置」が虚偽であり、田村市が支出した 11 億 6300 万円の補助金は、「田村 BE の詐欺、あるいは市の錯誤によるものであるから、損害賠償請求又は不当利益返還請求をせよ」というものです。昨年 11 月 14 日に第 1 回法廷が開かれました(ここまでの経緯はちくりん舎ニュース 22 号を参照)。その後、今年に入り 1 月 28 日に第 2 回法廷、3 月 24 日に第 3 回法廷が開かれました。

これまでの法廷では、原告らの技術面の具体的な主張に対して、被告は図面や資料などでの反論を一切せず、言葉の言い換えなどですり抜けようとする極めて姑息な対応をしています。田村 BE が、これまで田村市議会や田村市民にしてきた説明がいかに虚偽であったか、ますます明らかになってきました。本稿では、これまでの



現地では建設が進んでいる 田村バイオマス発電

裁判での双方の主張と争点について概略を説明したいと思います。

＜「国内最高レベルの安全対策」が「安心のため設置」へと変化—HEPA フィルタ設置＞

前号記事でも説明しましたが、第 1 回法廷で被告側は HEPA フィルタ設置について「安全対策としてのバグフィルタ」により安全は確保されており、HEPA フィルタ設置は「『安全』対策を超えた『安心』対策のため」との主張をしてきました。このことは以下の通り明らかに事実と異なります。

● 2018 年 6 月市議会定例会で補正予算可決時の商工課答弁：

「排ガス中の放射性物質の捕捉対策として、バグフィルタに加え、高性能フィルタであるヘパフィルタを設置し、フィルタ二重構造化して安全管理対策を講じます。」(下線は筆者、以下同)

● 2018 年 9 月定例会での本田市長答弁：

「市では、バイオマス発電事業に対して、住民の皆さんが期待することや不安に感じることなど、様々な意見を伺うことを目的に、4 月から 5 月にかけて上大越地区を対象に住民の意識調査を実施したところですが、「放射能への不安」など、発電事業の実施に伴う「不安・心配」について多くの回答をいただいたため、発電事業者と協議し、国内最高レベルの安全対策を講じることとしたところであります。」

なぜ、被告らはこのような答弁変更をしてきたのでしょうか。「安心」とは人の主観により異なる

ります。「安心」対策ということは、極論すれば「御札」や「お飾り」であってもかまわないことになります。これに対して「安全対策」とすると、例えば集じん率のような客観的な数値が問題になり、JISなどの基準を満たしているかどうかが問題となります。第2回目の法廷でこの点を原告代理人の坂本弁護士が鋭く追及しました。

●第2回法廷での坂本弁護士の追及：

「「安心」と「安全」の意味するところが必ずしも明らかでないので説明をされたい。被告の主張は、要するに、HEPA フィルタによる集じん率がバグフィルタによるそれを超えるということなのか、それともバグフィルタによって既に十分な集じんが行われているので、HEPA フィルタは、ただ飾りとしてついているだけ、ということなのか明らかにされたい。HEPA フィルタにも集じん機能を予定しているのであれば、どのような集じん性能を予定しているのか明らかにされたい。」

この質問に対して、被告側が第3回法廷で出してきた答弁がまた驚くような奇妙な論理でした。

●第3回法廷での被告側の答弁：

「環境省が示す安全基準をクリアしたうえで、さらに安全レベルを高めることが「安心」であり…。HEPA フィルタによる集じんが実際に行われないわけではないが、既にバグフィルタによって十分な集じんがなされたという意味で、極めて限定的な意味での集じんをおこなう設備であると被告は考えている。バグフィルタを通過することによって、人体に影響のないクリーンな排ガスになるが、HEPA フィルタを通過することで更にクリーンな排ガスになる。その意味で、個別の集じん性能を数値化しているものではない。」

まったく笑ってしまいたくなくなるような答弁です。どうしても設置される HEPA フィルタの集じん性能を数値的に出たくないという意図が見え見えの答弁です。しかし、HEPA フィルタというのは JIS（日本工業規格）でもその性能が定義されています。一定の性能を保証しなければ HEPA フィルタと称してはいけないのです。法律家である被告側弁護士がこのような作文で誤魔化そうとすることは、半ば、被告らの設置する「HEPA フィルタ」が規格を保証できない偽物であることを立証したようなものと言えないでしょうか。

＜勘違いしているのはどちら？ 被告らは HEPA フィルタの根拠として空調用 JIS を持ち出した＞

第1回法廷で裁判長から、「この裁判は HEPA フィルタが争点となる。HEPA フィルタの説明を含めて原告らの主張の整理をして欲しい」旨の発言がありました。これに応じて、第2回法廷で原告は田村 BE が設置するとしている HEPA フィルタについて公開されている資料から、虚偽の設備であるとする6点の根拠を挙げて説明資料を提出しました。6点の根拠は当然技術的裏付けが必要となります。原告らが6点の根拠の裏付けとしたものは、2つの資料です。ひとつは JIS Z 4812「放射性エアロゾル用高性能フィルタ」という資料です。もう一点は米国エネルギー省が出している “DOE-HDBK-1169-2003, Nuclear Air Cleaning Handbook “（核空気洗浄ハンドブック）というものです。これらの規格やガイドラインに対して田村 BE の HEPA フィルタがそれを満たしていないという主張をしました。

これに対して第3回法廷での被告ら答弁も驚きの主張でした。彼らが言うには田村 BE のバイオマス発電施設は原発ならびに核廃棄物を取り扱う施設ではない、しかるに原告らは原発等に適用される基準を用いて主張しているが、これは誤解、見当違いのものである、と主張してき

たのです。しかしこれも現実を反映していない空論です。先に紹介した本田市長答弁でも「放射能の不安」に対して「国内最高レベルの安全対策」と説明しています。このことから田村 BE が設置する「放射能の不安」に応える「国内最高レベルの安全対策」とは、原発施設等で用いられる HEPA フィルタと理解するのは当然のことであり、「実はそうではない」というのでは虚偽、詐欺にあたります。

＜墓穴を掘った？被告らの HEPA フィルタとする根拠＞

第 3 回法廷で被告らは、HEPA フィルタと称する根拠として、原告らが主張する JIS Z 4812 ではなく JIS Z 8122 だと主張しました。ところがこの JIS Z 8122 というのは「コンタミネーションコントロール 用語」というタイトルが示しており、JIS で使われる用語の定義集なのです。おそらく JIS の体系を良く知らない弁護士らがインターネットで検索して内容も良く読まずに、ただ反論する材料として出してきたと思われます。この JIS Z 8122 で定義されている HEPA フィルタの項目には実際、何と書いてあるのでしょうか。ここにもまた驚きの事実がありました。

● JIS Z 8122 冒頭部分の記述：

1. 適用範囲 この規格は、コンタミネーションコントロールに関する主な用語およびその定義について定義する。

備考 1. コンタミネーションコントロールは、清浄度管理ともいい、限られた空間、および製品などの内部、表面または周辺について、要求される清浄状態を保持するためにあらゆる事柄について、計画を立て、組織し、実施することという。 なお、放射能の問題は含まない。

つまり、被告らが持ち出した HEPA フィルタの根拠は、クリーンルームなどの「限られた空間」

用の基準だということです。また「放射能は含まない」と断り書きがついています。田村 BE が設置すると言っている HEPA フィルタは住民の「放射能に対する不安」に応えるために、煙突から出る排ガス用に設置されるものです。被告らは、「限られた空間」ではない煙突から出る排ガス用に、「放射能の問題」に対応するものでもない、JIS Z 8122 に基づいた HEPA フィルタを設置したと法廷に出した文書で堂々と述べたわけです。排ガス用でもなければ放射能対策用でもない適用範囲外の HEPA フィルタ設置を持ち出して「国内最高レベルの安全対策」というのは虚偽説明そのものではないでしょうか。

＜予断を許さない裁判のゆくえ＞

上記の例は被告側の貧弱な答弁の一例にすぎません。これまでの 3 回の裁判でのやり取りは、被告側が原告の追及に正面からは反論できず、言葉の言い回しを替えたり、全く見当違いの JIS を根拠として持ち出すなど、ほとんど勝負がついたような形です。しかし、裁判の行方は予断をゆるしません。第 3 回法廷で裁判長は「次回、原告側から以下の点を整理して出して欲しい」として①燃料として放射性物質が付着したものが使われる可能性についての原告主張の整理、②放射能検査についての問題点の主張の整理、③バグフィルタでは放射性物質が捕捉できないことの主張の整理、の 3 点を挙げたのです。

これに対して原告代理人の坂本弁護士は、すかさず次のような反論を行いました。「この裁判では被告が設置するとしている HEPA フィルタが本来の性能を果たせない虚偽のものであり詐欺であることが争点である」、「燃料への放射能の付着やバグフィルタの欠陥については今回の準備書面（2）でも触れている」と。これに対して裁判長は、「被告側は安心のため HEPA フィルタを設置したと主張している。放射性物質の検査やバグフィルタの機能的欠陥があるかどうかどう

かが詐欺の要件に当たるかどうかに関わってくる。」と発言しました。この発言は被告側の論理をそのまま踏襲したものです。被告側の論理とも言えない論理（主張）に大幅に引きずられた印象は否めません。原告側の HEPA フィルタが虚偽であるとする丁寧な説明を、まともに読んでいない印象すらあります。

しかし原告や私たち支援する会はこんなことでめげてはいられません。裁判長に粘り強く当方の主張を説明していくと共に、田村市の市議員などに、この裁判の実態を広く伝えることで、田村 BE の住民を騙すやり方でのバイオマス発電強行に何とか歯止めをかけていこうと意気込んでいます。引き続き多くの方々のご注目とご支援をお願いします。

★田村バイオマス訴訟支援の会へのご連絡は、
ちくりん舎 lab.chikurin@gmail.com へ

★カンパは下記までお願いします。

*ゆうちょ振込口座：00270-8-106485

口座名称：田村バイオマス訴訟支援の会
タムラバイオマスソショウシエンノカイ

*銀行からの振込の場合

店名（店番）：029

当座 0106485



ハウスタスト調査プロジェクトご協力をお願い

もうすぐ福島原発事故 10 年を迎えます。

政府は避難指定をどんどん解除していますが、帰還する住民は限られています。「除染が終わった」、「線量は十分低い」などの説明で「福島島の復興」が演出されようとしています。

私たちは福島原発事故 10 年を契機として、ご家庭の掃除機に集まったゴミの放射能調査から、各地の汚染実態を明らかにしたいと考えています。屋内のホコリの放射能を調査することで、空間線量では分からない、福島原発 10 年

後の状況を明らかにするプロジェクトに是非ご協力をお願いします。

福島県を中心に東日本の広い範囲で 200 検体を目標としています。ちくりん舎の会員の皆様、会員のお知り合いで東日本にお住まいの方、避難者支援や保養プロジェクトの方々などへ掃除機のゴミパックの提供をお願いしたいと思います。

ハウスタスト調査の要領と注意事項

1. 家庭の掃除機のゴミパックをそのままビニール袋に入れてちくりん舎まで送付してください。

★パック式でない掃除機はゴミをビニール袋に入れてお送りください。

★ゴミはできるだけ多い方がよいですが、ひとつかみ程度溜まっていれば測定可能です。

★新しい（使っていない）紙パックを 1 つ（パック式でない場合はゴミを入れたビニール袋と同じ新品のビニール袋）を 1 つ同封してください。（風袋重量確認のため）。

2. 調査票（別途送付）に必要事項を記入して同封してください。

3. 測定料金は無料です。ゴミパックの送料のみご負担ください。

4. 結果は申込者に直接連絡いたします（メールか F A X。ない場合は郵送）。

5. 測定結果は個人情報を伏せた上で一覧表やマップにまとめ、ちくりん舎 HP やパンフレットなどで公開しますので、あらかじめご了承ください。

ご協力いただける方は、必ず事前に下記までご連絡をお願いします。

lab.chikurin@gmail.com 090-7245-7761（青木）

※調査地域が偏らないよう調整させていただく場合もあります。

ちくりん舎の測定結果

放射能測定結果（2020年1月～2020年6月）

注：不検出の（）内は検出下限値

単位：Bq/kg

検体名称	市町村	採取日			Cs134 測定値	Cs134 誤差範囲 (2 σ)	Cs137 測定値	Cs137 誤差範囲 (2 σ)	備考
土壌	岩手県一関市	2020	1	13	17	±3.7	260	±49	千厩奥玉字沢前
土壌	岩手県一関市	2020	1	13	5.2	±1.8	110	±21	千厩奥玉字沢前
ユズ(実)	東京都日の出町	2020	2	12	不検出(0.39)		0.85	±0.29	ちくりん舎敷地内
フキノトウ	東京都多摩市	2020	3	24	不検出(0.32)		0.53	±0.2	
タケノコ	東京都日の出町	2020	5	4	不検出(0.086)		0.34	±0.083	ちくりん舎裏山のタケノコ（下茹で済み）
コイ(筋肉)	福島県飯館村	2019	11	13	不検出(11)		61	±15	飯館村の汚染土場とともに飼育した小型のコイ1
コイ(筋肉)	福島県飯館村	2019	11	15	不検出(9.5)		26	±8.8	大熊町の汚染土場とともに飼育した小型のコイ
あんぼ柿	福島県伊達市	2020	2	16	不検出(0.27)		3.3	±0.63	福島県伊達市霊山町産 浪江町イオンで購入
シイタケ	神奈川県山北町	2020	5	29	不検出(16)		75	±20	山北産原木シイタケ(乾燥)刻み
マンネンタケ	神奈川県山北町	2020	5	29	不検出(4.2)		21	±5.6	山北産マンネンタケ(乾燥)
薪の樹皮	長野県東御市	2020	2	14	不検出(2.9)		8.2	±2.6	長野県佐久市(千曲川以西)
ハウスダスト(大)	福島県南相馬市	2020	6	2	20	±4.4	390	±75	HY宅（ネコイレ周り2-3ヶ月分）
ハウスダスト(小)	福島県南相馬市	2020	6	2	130	±30	2900	±520	HY宅（その他室内1ヶ月分）
ハウスダスト	東京都日の出町	2020	6	17	不検出(4.2)		110	±17	ちくりん舎 室内(半年分)



ちくりん舎 会員募集中

ちくりん舎では会員・賛助会員を募集しています。
メールまたは電話、FAX でお問合わせ下さい。

●正会員

団体会員 / 年会費 1 口 10,000 円（何口でも）

個人会員 / 年会費 3,000 円

ちくりん舎の運営に関わり、ちくりん舎を支えていただく団体、個人です。

●賛助会員

年会費 1 口 1,000 円（何口でも）

ちくりん舎の趣旨に賛同して支えていただく方々です。ちくりん舎のニュースレター、イベント案内等の情報が受け取れます。

★カンパも随時受け付けています。

＜市民放射能監視センター口座＞

●ゆうちょ銀行

振込口座：00150-5-418213

加入者名：市民放射能監視センター

シミンハウシャノウカンシセンター

●他行からの振込の場合

店名 〇一九（ゼロイチキュウ店）

預金種目：当座

口座番号：0418213

Web サイトにてお待ちしております。
<http://chikurin.org/>

